

J R 東海 労 申 第 1 4 号
2 0 2 1 年 1 0 月 1 1 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海 労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

出向者の研修箇所への交通費不支給に関する申し入れ

出向先会社（株式会社スリーエス）の研修に参加する交通費が支給されないという事態が発生した。しかし、後日、交通費が支給されることになった。研修へ参加する交通費なのだから支給されることは当然のことである。

従って、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 研修箇所への交通費が不支給から一転して支給となった経緯について、出向先会社が行う研修の実施箇所への交通費の不支給の根拠規定を含めて明らかにすること。
2. 出向先会社が行う研修の実施箇所への交通費の不支給は、会社か出向先会社のどちらが判断し決定したのか明らかにすること。
3. 会社と出向先会社との間で、研修箇所への交通費支給についてどのような話がされ、会社は事前に交通費不支給を知っていたのか明らかにすること。知っていたとすれば、出向者に伝えなかったのか理由を明らかにすること。
4. 社員の出向に関する会社の姿勢と対応は、今申し入れの事象も含めて、出向させる社員の生活に責任を持つものとは到底思えない。会社の見解を明らかにすること。

以 上